

愛知県行政書士会職印の届出及び証明等手続規則

(規則第30号)

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県行政書士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）

第8条第3項の規定に基づき、職印の届出及び証明等に関する必要な事項を定める。

(職印の届出)

第2条 行政書士個人である会員（以下「個人会員」という。）が届け出る職印は1個とする。

2 行政書士法人である会員（以下「法人会員」という。）が、主たる事務所又は従たる事務所において届け出る職印はそれぞれ1個とし、その事務所に常駐する社員が届け出るものとする。ただし、代表社員が常駐しているときは、代表社員が届け出るものとする。

3 会員は、別紙第1号様式の1による職印届出書及び別紙第1号様式の2による印鑑紙に職印を押印して届け出なければならない。

(職印の使用)

第3条 会員は、業務上職印を使用すること以外にも本会の規則等の定めるところにより本会に提出する書面に押印するときは、職印を使用しなければならない。

(改印の届出)

第4条 会員は、届け出た職印を紛失その他の事由で改印しようとするときは、別紙第2号様式による改印届に別紙第1号様式の2の印鑑紙を添えて提出しなければならない。

(職印・改印の届出の不受理)

第5条 本会は、職印が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出を受理することができない。

- 一 個人会員の場合、日本行政書士会連合会に備え付けられた行政書士名簿に登録された氏名が使用されていないもの。
- 二 法人会員の場合、登記された名称が使用されていないもの。
- 三 個人会員の場合、行政書士である旨を冠していないもの。
- 四 行政書士以外の職業その他の事項をあわせて表しているもの。
- 五 ゴム印等印形の変形しやすいもの。
- 六 印形の大きさが一辺の長さ1.4cmの正方形に収まるもの又は一辺の長さ2.5cmの正方形に収まらないもの。
- 七 印影の照合が困難なもの。

(届出書の管理)

第6条 本会は、第2条又は第4条の届出を受理したときは、磁気ディスクに記録する方法により管理する。

(証明の請求及び手数料)

第7条 会員は、届け出た職印について証明を請求することができる。

2 前項の証明手数料は、1通500円とする。

(証明の手続)

第8条 会員が第4号様式の1~3による職印証明書(以下「職印証明書」という)の交付を請求するには、証明を請求する印鑑を明らかにし、別紙第3号様式による請求書(以下「職印証明請求書」という。)及び必要とする数の職印証明書を提出しなければならない。

2 前項の職印証明請求書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事務所(法人会員の従たる事務所の場合は、主たる事務所を含む。)の所在地
- 二 氏名(法人会員の場合は名称および社員、又は代表社員)
- 三 個人会員の場合は登録番号と会員番号、法人会員の場合は法人番号と会員番号
- 四 請求する証明書の数
- 五 手数料の額
- 六 請求の年月日
- 七 行政書士会の表示

3 本会は、第1項の請求があったときには、職印証明書に請求者が本会の会員である行政書士又は行政書士法人であって、請求に係る印影について請求者が本会に届け出た職印に相違ない旨の証明文を付した上で、職印証明書の作成年月日を記載し、本会会長印を押印し交付する。

4 会員が第1項の請求を郵送により行う場合には、証明手数料分の定額小為替及び郵便料金相当分の郵券を貼付した返信用封筒を同封して請求する。

(証明の拒否)

第9条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、職印の証明をすることができない。

- 一 毀損、磨耗等により提出された印影と照合することが困難なとき
- 二 指定様式以外の文書に押印した印影の証明
- 三 既存の職印証明書の再証明

(証明書の交付)

第10条 職印証明書の交付を受けた受領者は、職印証明請求書の末尾欄に受領印を押印するものとする。ただし、郵送により職印証明書を交付したときは、この限りでないが郵送先は事務所所在地とする。

2 補助者が会員の代理として職印証明請求書の提出又は職印証明書の受領を行うときは、提出又は受領の時に、補助者証を提示しなければならない。

(証明書の調製)

第11条 職印証明書の右上余白に発行番号を付す。

2 発行番号は通し番号とし、頭書の番号は証明する年の西暦の下2桁を付し、番号の桁数は4桁とする。

(証明書の管理)

第12条 本会に職印証明書交付台帳及び職印証明請求書綴り帳を備える。

2 職印証明書交付台帳には、受付年月日、発行番号、交付数、会員名及び受領者名を記録する。

3 職印証明書交付台帳は、磁気ディスクに記録する方法により管理する。
(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月25日から施行する。